



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(143・144)

◆ひとり親家庭医療費助成について

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭に認定された世帯が病院や診療所で診療を受けたときに、健康保険の自己負担分を助成する制度です。

① 対象となる方

町内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を養育、監護されている方が対象となります。

(※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。)

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が重度の障害の状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が生死不明である児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童

② 手続きについて

受給者証の交付を受けるためには申請が必要です。下記のものをご準備の上、申請してください。

- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・住民票(1通)
- ・戸籍謄本(1通)
- ・所得証明(1通)
- ・保険証

③ 支払いについてのお知らせ

昨年から本町では、重度心身障害者医療費助成や子ども医療費助成など類似する制度との混乱を避けるため、申請月の翌々月に助成金を振り込んでおりますのでご理解ください。



窓口 窓口業務の時間延長、休日窓口の開設のお知らせ

問 住民環境課・税務課・保健福祉課・水道課・野方支所・管理課 ☎476-1111

◆引越しシーズンにおける窓口延長のお知らせ

例年、3月下旬から4月上旬にかけては、引越しなどによる住所変更手続き等のため、窓口が大変混雑します。そこで本町では、住民の皆様の利便性を考慮し、窓口業務の一部の時間延長ならびに休日窓口の開設を実施します。

1 実施期間 **3月24日(月)～4月4日(金)**

2 延長時間(本庁および野方支所)

①平日(月～金)は、午後7時まで ②土日は、午前8時30分～午後5時15分まで

3 取扱業務

■住所変更の手続き(転入・転出・転居)

■住所変更手続きに伴う業務(印鑑登録、こども手当、水道開栓など)

■証明書発行業務(住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明)

*内容によってはお取り扱いできず、後日改めてお越しいただくことがありますので事前にお問い合わせください。

*なりすまし等による不正防止のため、各種手続きの際は、身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いしております。